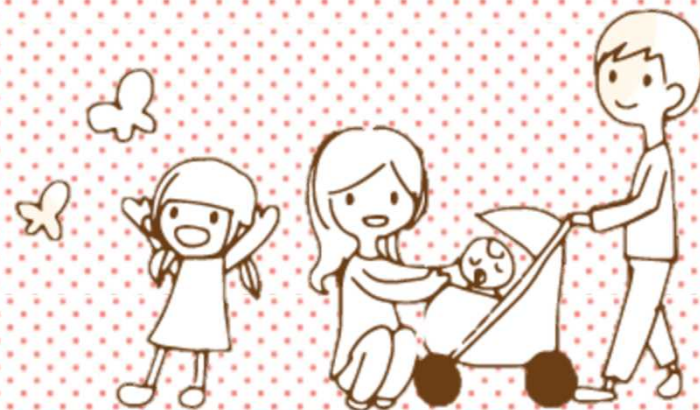




香川県こども計画（仮称）

骨子（案）





はじめに



○ こども基本法に基づく「都道府県こども計画」を策定するにあたり、令和7年2月香川県議会定例会において、現行の「第2期香川県健やか子ども支援計画」を、「都道府県こども計画」としての性格を有する計画と位置づけた上で、令和7年度まで1年間延長しています。

■ **計画の性格** 本計画は、「第2期香川県健やか子ども支援計画」の後継計画であり、こども施策全般の基本的な方向を体系的に定めた、こども基本法第10条に基づく「都道府県こども計画」であるとともに、以下の法令に基づく計画を一体的のものとして策定するものです。

- ① 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」
- ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第7条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」
- ④ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「都道府県計画」
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- ⑦ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

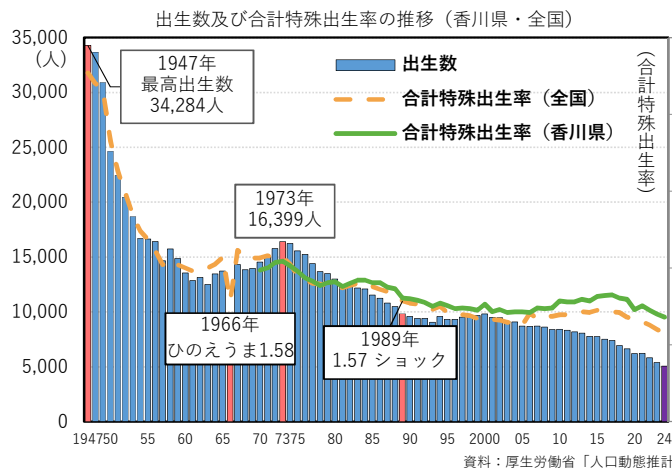
■ **計画期間** 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間



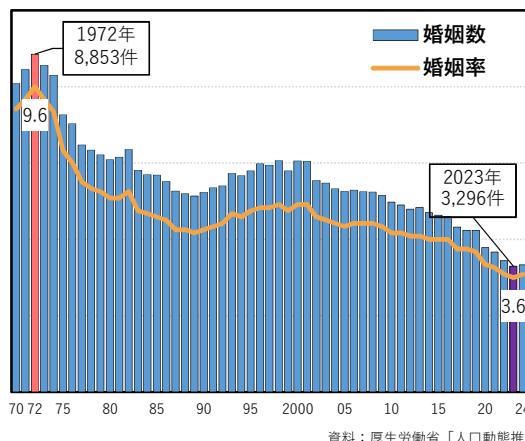
少子化について現状と課題



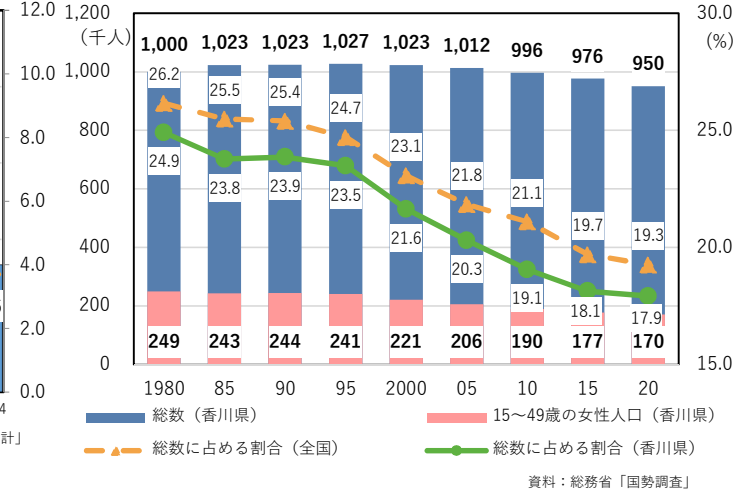
現状



婚姻件数・婚姻率の推移（香川県）



総人口・若年女性人口の推移（香川県・全国）



- ・ 出生数：9,808人（H12（2000年））→5,059人（R6（2024年））
- ・ 合計特殊出生率：1.53（H12）→1.36（R6）

少子化の要因

◆ 婚姻数の減少と未婚率の上昇

婚姻数：6,052件（H12）→3,327件（R6）

50歳時未婚割合(生涯未婚率)：

男性：10.5%（H12）→25.0%（R2）

女性：4.7%（H12）→15.6%（R2）

◆ 結婚した夫婦のこどもの数の減少

完結出生数：2.23（H14）
→1.90（R2）

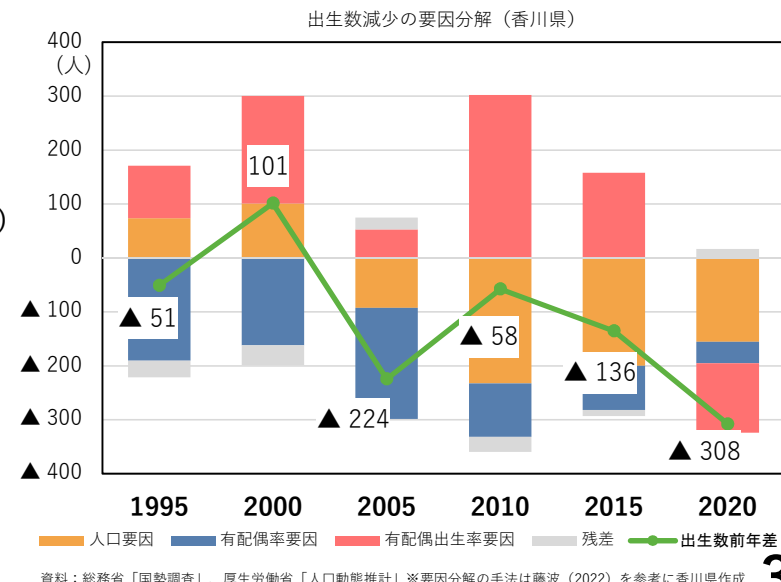
◆ 女性人口の減少

15～49歳の女性人口：
221千人（H12）→170千人（R2）

出生数の低下を3つに要因分解した場合、安定的に女性人口の減少の要因や婚姻の減少の要因が寄与してきたものの、近年、結婚した夫婦のこどもの数の減少も寄与してきている。

課題の整理

加速度的に進む少子化について、若い世代が結婚し、こどもを生み、育てたいという希望がもてるよう、未来に明るい希望をもてる社会を目指すことが求められている。



こども・若者を取り巻く環境について現状と課題



現状

◆ 児童虐待

児童虐待対応件数は、毎年1,000件を超え、高止まりしている

◆ こどもの貧困

9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分以上で暮らしている

◆ いじめや不登校

全国的にも、近年顕著に増加傾向がみてとれる

・そのほか、ヤングケアラー問題や障害・医療的ケアが必要なこども、またはひきこもり、孤独・孤立、非行など、様々な困難な状況に置かれているこども・若者が少なくない。

こども・若者の声

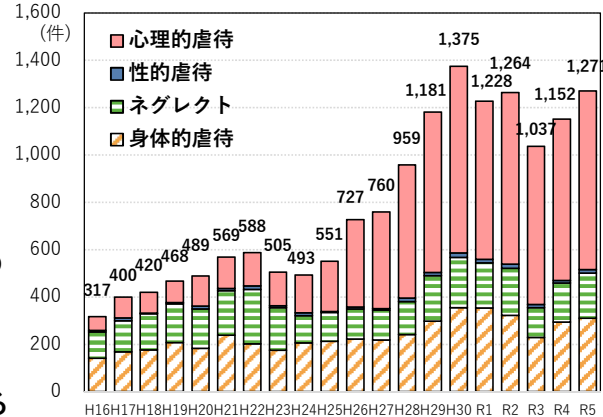
※2025年1月14日（火）～2月14日（金）にオンラインプラットフォーム「みらいのわ かがわ」により広く意見を募集しました。

- ・親が怖くて相談できない子もいるから、そういう子が安心して話せる環境を増やすことが大事。
- ・こどもが十分にご飯を食べられなくて亡くなってしまうかもしれない。
- ・みんなが認め合うことでいじめや不登校がなくなると思う。自分と違う人のことを認め合う。
- ・不登校は学校に居場所がないからだと思うので、それを解決するためにはちゃんとみんなが考えていく必要があると思う。

課題の整理

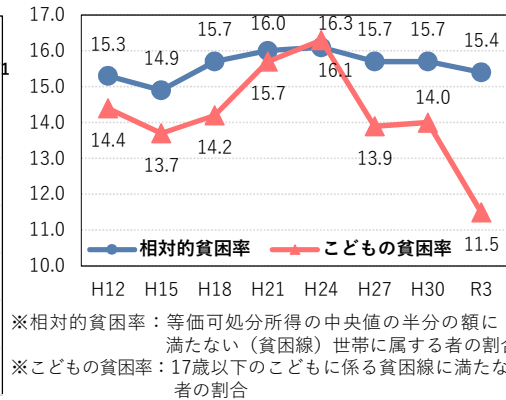
- ・こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合い、上記のような様々な形態で表出される。
- ・また、こうした課題を抱えるこども・若者や家庭は、自ら声をあげられない傾向もみられている。
- ・こども・若者の「声なき声」も拾い漏らすことなく、一人ひとりに寄り添った支援が求められている。

児童相談所における虐待対応件数の推移（香川県）



資料：香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）等

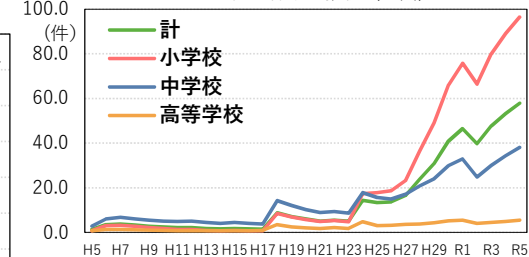
こどもの貧困率の推移（全国）



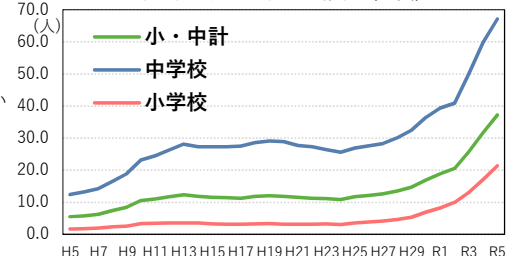
※相対的貧困率：等価可処分所得の中央値の半分の額に満たない（貧困線）世帯に属する者の割合
※こどもの貧困率：17歳以下のこどもに係る貧困線に満たない者の割合

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」※H30年以降は新基準を採用

いじめの認知件数の推移（全国）



不登校の児童生徒数の推移（全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



子育て支援等これまでの取組みについて現状と課題



現状（これまでの取組み）

- ・誰もが夢と仲間を持って次代を担うこどもたちを安心して生み、健やかに育てることができる「子育て県かがわ」を、社会全体が一体となってつくるため、その取組みの柱として、「経済的負担の軽減」、「子育て拠点の充実」、「みんなで子育て」を掲げ取り組んできた。

夢と仲間を持つ子育ての実現

➤ 経済的負担の軽減

- 子ども医療費助成
R5～小学校3年生まで（所得制限なし）
- 第3子以降の学校給食費無償化
- 高校教室空調経費公費化
- 産後ケアの助成

➤ 子育て拠点の充実

- かがわ子育てステーション
子育て家庭等が気軽に立ち寄れる子育ての拠点
- さぬきこどもの国
西ウイングエリアのリニューアル
- 保育環境の充実
保育士人材バンクの充実や紙おむつ処分費用に対する補助などを通じ、保育士人材の確保等



➤ みんなで子育て

- 結婚・子育てを応援する機運醸成
E N-M U S U かがわを通じた結婚支援や、経済団体との連携した機運の醸成
- 共働き・共育ての推進
男性の育児休業等取得の推進や多様な働き方の推進

課題の整理

- ・これまで、主に子育て当事者を対象として、特に出産・乳幼児期などの「子育て支援」に重点的に取り組んできたが、こども基本法に基づく「こども施策」においては、こどもに主眼を置いた全ての成長過程を通じ、おとなになるまでの切れ目ない支援が求められている。
- ・また、ライフステージを通じて、子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことが、こどもと子育て当事者の幸せに欠かせないと同時に、若い世代にとっても、「子育て」への安心感と見通しを持つことにもつながるものである。

★ 計画の基本理念、基本的視点、基本方針



01 基本理念

すべてのこどもの、未来への可能性を広げ、
希望の実現をみんなで応援する
「こどもまんなか・かがわ」

02 基本的視点

基本理念を実現していくために、常に意識すべき4つの“視点”

1. すべてのこども・若者の健やかに育つ権利を保障し、今とこれからの最善の利益を図る
2. すべてのこども・若者の貧困の解消を図り、良好な成育環境を確保する
3. 若い世代が結婚や子育てに希望を持ち、その希望が実現できる社会をつくる
4. 子育てに対して第一義的責任を持つ父母など保護者が、愛情を持ってこどもと向き合い、喜びを感じながら子育てできる社会をつくる

03 基本方針

基本理念の実現に向かって、基本的視点を持ったうえで、具体的な施策を展開していくための4つの“方針”

1. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する
2. 困難を抱えるこども・若者を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かく支援する
3. 様々な不安や悩みを抱える子育て当事者を、地域・社会全体で支援する
4. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見に耳を傾け、対話しながら、ともに進めていく



施策体系



I こどものライフステージを切れ目なくサポート

こどもの
誕生前から
幼児期まで

- 1 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- 2 幼児教育・保育の充実

学童期・
思春期

- 3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進
- 4 こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり
- 5 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

青年期

- 6 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 7 若者の経済的基盤の安定への支援
- 8 出会い・結婚を希望する若者への支援

成長過程を
切れ目なく
支える環境
づくり

- 9 成長を支える機会の創出と環境づくり
- 10 健やかな成育のための保健・医療体制の充実
- 11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進
- 12 こどもの安全を確保するための活動の推進
- 13 こども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現

II 困難に直面するこどもへのサポート

- 1 こどもの貧困の解消
- 2 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの支援
- 3 社会的養育を必要とするこどもの最善の利益の実現に向けた取り組み
- 4 いじめや不登校に対する取り組み
- 5 悩みや不安を抱えるこども・若者等を支える取り組み

III 子育て当事者を社会みんなでサポート

- 1 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 2 地域における子育て支援
- 3 共働き・共育での推進
- 4 ひとり親家庭への支援

これらの施策の展開を通して、基本理念である、「すべてのこどもの、未来への可能性を広げ、希望の実現をみんなで応援する『こどもまんなか・かがわ』」に向けて取り組む



出生数の反転に向けて



全国と同様に本県においても、加速度的に進む少子化や人口減少に歯止めがかからず、危機的な状況にあり、「日本のラストチャンス」と言われている2030年に向けて、喫緊の課題として取り組む必要がある。

2030年に向けての方針

喫緊の課題に対し、これまでも一丁目一番地として取り組んできた結果、婚姻数のわずかな反転などが見られる。この流れを確かなものにし、出生数増加への反転を目指す。

そのためには、これまでの考え方や枠組みにとらわれず、官民・地域・あらゆる主体が知恵や力を結集し、一人ひとりの価値観や考え方が尊重されることは大前提としつつ、どんな些細なことでも、変化を恐れず、前向きに挑戦し続けること、そして、流れを変えるという機運の醸成が不可欠である。

ラストチャンスの2030年まで、以下の3つの希望を実現するため、目下取り組んでいることも含め、あらゆる手段を講じ、短期・集中的に推進する。

➤かがわで暮らしたい、の実現

- 若者に魅力のある働く場の創出
- 若者の雇用安定や雇用環境の充実
- 若者が県内定着できる環境づくり

➤出会い・結婚したい、の実現

- 出会い・結婚の機会の最大化
- 若い世代の視点に立った
出会い・結婚の応援

➤こどもを生み育てたい、の実現

- 経済的負担の軽減
- 子育て拠点の充実
- 妊娠前から出産までの切れ目ない支援
- 保育環境の充実



★ スケジュール

令和 7 年

令和 8 年

1 月

～

4 月

5 月

6 月

7 月

8 月

9 月

10 月

11 月

12 月

1 月

2 月

3 月

県議会
6月定例会
・代表答弁
・委員会質疑

県議会
9月定例会
・ 骨子(案)
冒頭報告

県議会
11月定例会
・ 計画(素案)
提出

県議会
2月定例会
・ 計画(案)
提出

計画
策定

現時点

※パブリック
コメント

支援会議
(R6年度第1回)

・ 現状・課題把握
(少子化対策)

支援会議
(R7年度第1回)

・ こどもの声
・ 課題把握
(こどもを取り巻く環境)
・ めざすところ

支援会議
(R7年度第2回)

・ 骨子(案)
・ 施策体系(案)

支援会議
(R7年度第3回)

・ 計画(素案)

支援会議
(R7年度第4回)

・ 計画(案)